

別紙 2

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 藤原敬士

本論文「1750年代の広州貿易の実態にみる中英関係の研究」は、1757年に成立した広州貿易（所謂、広東システム）をめぐって、従来定説とされて来た論点について、あらためてロンドンの大英図書館のインディア・オフィス・レコードに所蔵されるイギリス東インド会社の手書き文書や中国側の漢文史料を用いて再検証し、これまでの定説がアヘン戦争の原因としての広州貿易（広東システム）を位置づけるために構築されていたのではないかと疑義を呈した上で、1750年代の広州貿易の実態を解明し、アヘン戦争の原因とされた諸要因に修正を加えた、画期的な論文となっている。

本論文の問題意識は、広州貿易における中国側の諸問題によってイギリスが不利益を蒙ったため、やむなく武力を用いてアヘン戦争が生じ、不平等条約締結に至ったという従来の歴史叙述が、その当事者である中英間のやりとりの詳細が十分に解明されないにもかかわらず、世界で広く定説化していることに対する疑義にある。広州貿易において、イギリス商人が不当な扱いを受け、限定的な相手としか、それも不公正な価格でしか取引できず、イギリス側から中国側に改善を求めたが容れられず、戦争に至ったとする叙述に関して、こうしたイギリスが直面していた諸問題それじたいに関する研究が十分ではない、と本論文は指摘し、さらにこの定説を導いたモース（H. B. Morse）の著作が用いた史料が特定の会議記録に限定され、商取引や契約それ自体に関する史料は用いていないことに鑑みて、それらの史料を用いて再検証を試みようとする。すなわち、本論文は広州貿易の実態に改めて迫ろうとしたものである。

論文は、序章、本論 8 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文は A4 版で全 198 頁（目次を除く）あり、字数は約 2 万 8 千字（原稿用紙 400 字詰に換算して約 700 枚）の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

序章では、本論文の構成とともに、主要な論点が説明される。それは第一に、「独占」制度の有無、第二に貿易の実態、とりわけ研究史で指摘されてきた、清側により設定された貿易にまつわる不当な諸制度、慣習のことである。第三に、広州での貿易制度、いわゆる広東システムの形成課程について、である。第四に、広州での貿易をめぐる内政、とりわけ清朝内部の中央 - 地方関係であ

る。

第一章「広州貿易社会の構成員と乾隆初期の貿易制度」では、1730年代の乾隆帝即位以来、広州貿易は比較的良好に進み、イギリス東インド会社の貿易監督者（管貨人）たちもそのように認識していたところ、1750年代に入って、対西洋貿易を管理する任にあった両広総督および粵海関監督が、舶来品取得のために行商が必ず西洋船の保商となるという意味での「保商の制度化（1754年）」をおこなったことが説明される。第二章「行商の貿易「独占」布告の発布と撤回」では、貴重品の獲得をいっそう徹底するために、行商に貿易を「独占」させる布告が発布されたこと、またそれが西洋商人、中国商人の強い抗議によって撤回（1755年）されたことが叙述される。第三章「貢品制度が広州貿易に与えた影響」では、第一章、第二章で説明されたような制度を設けた背景として、清朝側の貿易監督者に対して皇帝が命じた舶来品の収集という任務があり、そのために当局が外国との行商に取引を集中させ、舶来品を余さず管理下に置こうとしたとの見解を提示した。

第四章「1755-56年貿易実態の分析」および第五章「広州から輸出されたブラックティーの品質」は、貿易の実態を扱う。第四章では、行商が西洋商人の持ち込む毛織物販売や、高騰する生糸の国内市場からの調達などで負担を強いられていたこと、またイギリス商人は茶の購入に際し、シーズン後に安値になったものを買いたたいていたことを明らかにした。第五章では、その安値の茶がなぜ商品価値をもったのかという点について、加工度が高い最下級の茶がそれ以上劣化する可能性が低かったことが説明されている。

第六章「広東一港制限令にみる清朝の対外政策の制度と実態」では、イギリス商人が管理の強まる広州を避け、寧波での貿易を試みたこと、また清朝側が税額を引き上げて貿易を阻止し、さらに貿易港を広州に限定する上諭を発したものの（1757年）、実際には寧波の地方官僚が税額を聞いて引き返そうとしたイギリス商人を引き留めたために貿易ができたことを明らかにした。

第七章「1755年から57年の寧波貿易の成果」では、寧波での貿易状況が説明される。寧波では、毛織物の価格は広州よりも高かったものの、生糸の価格は広州と大差なく、イギリス商人の期待通りには進まなかった。しかし、徽州茶商の汪聖儀とのコネクションを得たことが大きな利益となったと指摘する。

第八章「広州貿易制度の動揺と清朝側の対応」では、広州でしか貿易できなくなったイギリス商人が、広州での貿易環境を有利にするよう清に働きかける様が叙述される。イギリス商人は、常駐委員会を設置して取引を一元化し、汪聖儀を通じて内地での茶の買い付けや生糸の価格調査をおこなった。イギリス

商人は、季節外取引で価格を引き下げようと積極的に交渉しただけでなく、寧波や天津に赴き、粵海関の不正を清側に摘発した。こうしたイギリス商人の積極的な動きを牽制すべく、清は広州当局に「防範外夷規条」を制定させ、その行動を厳しく取り締まった。また、行商の連合体たる公行の組織化を進め、かつ経営環境の立て直しを図った。

終章では、序章で設定された諸課題について、本論文での分析の結果を踏まえた回答が与えられている。第一に、「独占」制度の有無については、1750年代においてその実態は無く、「行商」は固定化された特権商人とは言えないとする。第二に、貿易の実態については、行商が不当な利益を上げたどころか、貿易状況は芳しくなかったとする。第三に、広州での貿易制度の形成について、1750年代の生糸価格の高騰などを背景に、イギリス商人の側が取引の慣習を変更して茶を季節外に買い付けたり、また寧波での取引をおこなったりし、さらには中国商人を使った買い付けや価格調査をおこなったことにより、行商の経営を悪化させ、清側を刺激することになったとする。広州の貿易監督部局が貿易規制を強め、「防範外夷規条」の制定と公行の設立に踏み切ったのもそのためだった。第四に、清朝の対外姿勢と中央 - 地方関係については、地方による広州貿易の制度化とともに、中央からの介入もあり、それぞれのアクターのせめぎあいの中で事態が推移したことが指摘される。このほか、昨今多く議論される「互市システム」論について本論文から与えられる示唆、また通史的に見た場合の本論文の位置づけなどが記されている。最後に、今後の課題として、本論文が主に1750年代を対象としたことから、1760年代以降の状況をも考察し、広州貿易の全貌に迫りたい、としている。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中国近代史研究、清朝史研究、中国の対外関係史研究、東西交渉史研究、イギリス東インド会社研究などに新たな局面を切り開く、きわめて水準の高い画期的な著作だとの意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは以下の数点である。

第一に、これまで看過されてきたインディア・オフィス・レコードに所蔵されているイギリス東インド会社の文書と、漢文史料とを用い、1750年代の清英貿易の実態を明らかにし、そこから以下に示すような、~~通説とされてきた~~広州貿易（広東システム）の定説に挑戦する多くの新たな解釈を提示したこと。

第二に、従来定説とされていた広東システムの形成の背景、すなわち清による不当な貿易管理や、不適切な価格設定、行商による取引の独占による弊害等

を資料に見出すことは難しいと指摘し、むしろイギリス側による一元的取引や、慣行変更が清による新たな規範の形成を導く過程を解明したこと。

広州貿易は、従来、自由貿易を阻害する多くの要因をはらんでおり、それがアヘン戦争の原因となったと認識され、1757年の広州一港限定がその起点とされてきた。それに対して、本論文は、1757年を起点とする点にも、また先行研究における広州貿易の理解そのものに強い疑義を呈し、1750年代の広州貿易の状況を、原史料を用いて明らかにすることによって、定説の誤りを指摘し、かつその実態を提示した。これは、既存の研究に対して新たな知見を提供する極めて重要な指摘である。また、本論文での分析は1750年代の広州貿易の実態に限定されるが、今後、1760年代以後についても研究も進められることによって、広州貿易の全体像が解明されることが期待される。

このほか、本論文の叙述には主たる論点のほかにも少なからず、広がりのある重要な論点が含まれていることが審査委員会で確認された。たとえば、広州貿易のもう一つの姿として、広州当局の官僚が皇帝に貴重品を献上する「貢品制度」が見え隠れすることを本論文が指摘したことも、清の対外関係を内政と関連づけて理解する上で重要な論点だと考えられるし、また昨今議論がなされている互市制度研究に対しても多くの示唆を与える可能性がある研究だとの指摘もなされた。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、たとえば清朝内部の中央・地方関係などの制度的な把握に不十分な点があることや、イギリス側の多様なアクターや東インド会社内部の状況などについてより立体的な説明が求められることについて指摘があった。さらに清朝の乾隆期の政治史としての側面をより意識して論文を構成してもよかったのではないかと、といった意見も出された。だが、これらは今後の課題と言うべきで、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文は中国近代史研究、清朝史研究、中国の対外関係史研究、東西交渉史研究などの多様な領域に対して大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。